

二 通算法人の適用対象事業年度（当該通算法人の第一項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）をいう。以下第十項までにおいて同じ。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下第十項までにおいて「他の通算法人」という。）の当該適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該通算法人の適用対象事業年度の第一項又は第四項の試験研究費の額は、あるものとする。

三 前号の通算法人の適用対象事業年度の第一項の税額控除限度額又は第四項の中小企業者等税額控除限度額は、税額控除可能額（イに掲げる金額とロに掲げる金額とのうちいずれか少ない金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）に当該通算法人の当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額がハに掲げる金額のうちに占める割合（第十三項及び第十四項において「控除分配割合」という。）を乗じて計算した金額（以下この項及び次項において「税額控除可能分配額」という。）とする。

イ 当該適用対象事業年度及び他の通算法人の当該適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「他の事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額（第四項の規定の適用を受ける場合には、当該合計額の百分の十二に相当する金額）

(1) 当該適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額から比較試験研究費合計額（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。(1)及び(3)において同じ。）を減算した金額の当該比較試験研究費合計額に対する割合(1)

及び(2)において「合算増減試験研究費割合」という。)が百分の八を超える場合 百分の九・九に、当該合算増減試験研究費割合から百分の八を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合

(2) 合算増減試験研究費割合が百分の八以下である場合 百分の九・九から、百分の八から当該合算増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合(当該割合が百分の六未満であるときは、百分の六)

(3) 比較試験研究費合計額が零である場合 百分の八・五

ロ ハに掲げる金額の百分の二十五(第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十)に相当する金額

ハ 当該適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額の合計額

四 前号の場合において、他の通算法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額又は当該他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額が当初申告試験研究費の額又は当初申告調整前法人税額(それぞれ当該他の事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該各事業年度に係る試験研究費の額又は当該他の事業年度の所得に対する調整前法人税額として記載された金額をいう。以下この号において同じ。)と異なるときは、当初申告試験研究費の額又は当初申告調整前法人税額を当該各事業年度に係る試験研究費の額又は当該他の事業年度の所得に対する調整前法人税額とみなす。

五 第三号の場合において、税額控除可能額が当初申告税額控除可能額

(通算法人の適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度の税額控除可能額として記載された金額をいう。次号及び第七号において同じ。)以上であるとき(税額控除可能分配額が当初申告税額控除可能分配額(当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度の税額控除可能分配額として記載された金額をいう。以下この号及び次号において同じ。))と異なる場合に限る。)は、当初申告税額控除可能分配額を当該適用対象事業年度の税額控除可能分配額とみなす。

六 第三号の場合において、税額控除可能額が当初申告税額控除可能額に満たないときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ 当初申告税額控除可能分配額が零を超える場合 当初申告税額控除可能分配額から、当初申告税額控除可能額から当該税額控除可能額を減算した金額（ロにおいて「税額控除超過額」という。）を控除した金額を通算法人の適用対象事業年度の税額控除可能分配額とみなす。

ロ 税額控除超過額が当初申告税額控除可能分配額を超える場合 通算法人の適用対象事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項、第三項及び第六項並びに第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定、次号（第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該税額控除超過額から当初申告税額控除可能分配額を控除した金額に相当する金額を加算した金額とする。

七 第三号の通算法人の適用対象事業年度において生じた欠損金額のうち法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額以外の金額（以下この号及び第十一項において「非特定欠損金額」という。）が当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度において生じた非特定欠損金額として記載された金額を超える場合（当該適用対象事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。第十一項において「期限後確定申告書」という。）に添付された書類に同法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額（同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。第十一項において「通算前欠損金額」という。）として記載された金額がある場合（以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。）を含む。）において、当該適用対象事業年度における第三号イに掲げる金額と当該適用対象事業年度における同号ロに掲げる金額から当該超える場合におけるその超える部分の金額（期限後欠損金額の場合には、当該期限後欠損金額の場合におけるその記載された金額を含む。）を当

該通算法人の当該適用対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額の百分の二十五（当該適用対象事業年度において第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四）に相当する金額を控除した金額のうちいずれか少ない金額（当該通算法人の適用対象事業年度において前号の規定の適用がある場合には、同号イに規定する税額控除超過額を加算した金額。以下この号において「調整後税額控除可能額」という。）が当初申告税額控除可能額に満たないときは、当該通算法人の適用対象事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項、第三項及び第六項並びに第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定、前号ロ（第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当初申告税額控除可能額から調整後税額控除可能額を控除した金額に相当する金額を加算した金額とする。

9 | 他に通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額又は他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額がある場合における前項の通算法人の適用対象事業年度に係る第一項又は第四項の規定は、第二十一項の規定にかかわらず、これらの他の通算法人の全てにつき、それぞれ他の事業年度の確定申告書等に税額控除可能額及び税額控除可能分配額並びにこれらの金額の計算に關する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、当該通算法人の適用対象事業年度の確定申告書等に同項に規定する書類並びに税額控除可能額及び税額控除可能分配額並びにこれらの金額の計算に關する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第一項又は第四項の規定により控除される金額の計算の基礎となる試験研究費の額は、当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額を限度とする。

10 | 第八項の通算法人（当該通算法人であつた法人を含む。）は、当該通算法人の適用対象事業年度後において、当該適用対象事業年度の確定申

告書等に添付された書類及び当該確定申告書等に当該適用対象事業年度若しくは当該通算法人に係る通算親法人の当該適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度開始の日の三年前の日から当該適用対象事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額、当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額又は当該適用対象事業年度において生じた欠損金額として記載された金額と当該適用対象事業年度若しくは当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額、当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額又は当該適用対象事業年度において生じた欠損金額とが異なることとなつた場合には、他の通算法人に対し、その異なることとなつたこれらの金額を通知しなければならない。

11 通算法人（通算法人であつた法人を含む。以下この項において「通算法人等」という。）が第一項又は第四項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する事業年度（第八項第一号の規定の適用がある通算子法人にあつては、同号の規定により読み替えて適用される第一項又は第四項に規定する事業年度。以下この項及び次項において「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該通算法人等の対象事業年度開始の前日に開始した各事業年度で当該通算法人等が第一項又は第四項の規定の適用を受けた事業年度（当該通算法人等に係る通算親法人のこれらの規定に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）における欠損金増加合計額（当該通算法人等又は他の適用通算法人（当該過去適用事業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人をいう。以下この項において同じ。）の当該過去適用事業年度又は当該過去適用事業年度終了の日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「過去事業年度等」という。）において生じた非特定欠損金額が当該過去事業年度等の確定申告書等に添付された書類に当該過去事業年度等において生じた非特定欠損金額として記載された金額（以下この項において「当初非特定欠損金額」という。）を超える場合（国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた場合を除くものとし、当該過去事業年度等の期限後確定申告書に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額がある場合を含む。）における非特定欠損金額が当初非特定欠損

金額を超えることとなつた当該通算法人等及び他の適用通算法人のそれぞれその超える部分の金額（当該通算前欠損金額として記載された金額がある場合には、その記載された金額を含む。以下この項及び次項において「各欠損増加額」という。）の合計額（既に当該通算法人等の当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度において当該過去適用事業年度に係る各欠損増加額につきこの項の規定の適用がある場合には、当該各欠損増加額のうち次の各号に定めるところにより加算された金額の計算の基礎となつた金額を除く。）をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、当該通算法人等の当該対象事業年度における次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 第八項第三号の通算法人 当該対象事業年度の同号に規定する税額控除可能額の計算については、同号ロに掲げる金額に、欠損増加合計額（当該通算法人等及び当該対象事業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人に係る各欠損増加額に限る。）を当該通算法人等の当該対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき法人税法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用した場合にこれらの規定により計算される法人税の額として政令で定める金額の百分の二十五（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）に相当する金額を加算する。

二 前号に掲げる法人以外の法人 当該対象事業年度の第一項又は第四項に規定する百分の二十五に相当する金額の計算については、当該対象事業年度の所得に対する調整前法人税額に、欠損増加合計額のうち当該通算法人等に係る各欠損増加額を当該通算法人等の当該対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき法人税法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額を加算する。

前項の規定を適用する場合において、同項に規定する通算法人等の対象事業年度における過去事業年度等に係る各欠損増加額が既確定各欠損増加額（当該対象事業年度終了の日以前に提出された当該過去事業年度等の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類の

うち、最も新しいものに当該過去事業年度等に係る各欠損金増加額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、既確定各欠損金増加額を当該過去事業年度等に係る各欠損金増加額とみなす。

13 青色申告書を提出する内国法人の各事業年度（以下この項において「各対象事業年度」という。）終了の時に於いて、当該内国法人又は他の内国法人（当該内国法人の第一項又は第四項の規定を受けた事業年度（当該内国法人に係る通算親法人のこれらの規定に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「過去適用事業年度」という。）終了の日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人に限る。以下この項において「他の適用内国法人」という。）の過去適用事業年度又は同日に終了する事業年度（以下この項において「過去適用事業年度等」という。）における第一項又は第四項の規定の適用について第八項第六号又は第七号の規定の適用があった場合において、調整税額控除可能額（当該過去適用事業年度における同項第三号に掲げる金額と当該過去適用事業年度における同号に掲げる金額から当該内国法人又は他の適用内国法人の当該過去適用事業年度等に係る同項第七号の規定により法人税の額に加算することとされた同号に規定する相当する金額を控除した金額のうちいずれか少ない金額をいう。次項及び第十五項において同じ。）と既取戻税額控除超過額（当該内国法人又は他の適用内国法人の当該過去適用事業年度等に係る第八項第六号の規定の適用がある場合における同号に規定する税額控除超過額及び同項第七号の規定により法人税の額に加算することとされた同号に規定する相当する金額の合計額をいう。以下第十五項までにおいて同じ。）との合計額（既に当該内国法人の当該各対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度において当該過去適用事業年度等に係る既取戻税額控除超過額につきこの項の規定の適用がある場合には、当該各事業年度においてこの項の規定により控除することとされた金額の計算の基礎となつたこの項に規定する控除した金額の合計額を除く。以下この項において「調整対象金額」という。）が当初申告税額控除可能額（当該内国法人の過去適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該過去適用事業年度における第八項第三号に規定する税額控除可能額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）を超えること

きは、当該内国法人の当該各対象事業年度の所得に対する調整前法人税額（第十八項において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。）から、当該調整対象金額から当初申告税額控除可能額を控除した金額（当該金額が既取戻税額控除超過額を超える場合には、当該既取戻税額控除超過額）に当該内国法人の当該過去適用事業年度に係る控除分配割合を乗じて計算した金額に相当する金額を控除する。

14 前項の規定を適用する場合において、同項の内国法人の同項の各対象事業年度に係る調整対象基礎額（調整税額控除可能額と既取戻税額控除超過額との合計額をいう。以下この項において同じ。）又は控除分配割合が当初申告調整対象基礎額又は当初申告控除分配割合（それぞれ当該各対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該各対象事業年度に係る調整対象基礎額として記載された金額又は当該確定申告書等に添付された書類に当該各対象事業年度に係る控除分配割合として記載された割合をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告調整対象基礎額又は当初申告控除分配割合を前項の当該各対象事業年度に係る調整対象基礎額又は控除分配割合とみなす。

15 第十三項の規定は、同項の各対象事業年度の確定申告書等に同項の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となる調整税額控除可能額及び既取戻税額控除超過額並びに控除を受ける金額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

16 第八項の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第八項第四号から第七号までの規定は、当該適用対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該適用対象事業年度を第十一項に規定する過去適用事業年度とする同項に規定する通算法人等の同項に規定する対象事業年度又は当該適用対象事業年度を第十三項に規定する過去適用事業年度とする同項の内国法人の同項の各対象事業年度については、これらの規定は、適用がないものとする。

17 第十一項の通算法人の同項に規定する対象事業年度又は第十三項の内国法人の同項の各対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第十二項又は第十四項の規定は、当該対象事業年度又は当該各対象事業年度については、適用しない。

18) 第八項から前項までの規定は、通算法人に係る第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項第一号	第一項中 「事業年度」と、第四項中「解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を除く」	前項中 「事業年度」
第八項第二号	第一項に限る。）又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る）試験研究費の額が	前項に限る 特別試験研究費の額（前項に規定する特別試験研究費の額をいう。以下第十項までにおいて同じ。）が
第八項第三号	の試験研究費の額 第一項の税額控除限度額又は第四項の中小企業者等税額控除限度額	の特別試験研究費の額 前項の特別研究税額控除限度額

第八項第 三号イ	試験研究費の額の	特別試験研究費の額の
第八項第 三号ロ	に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額（第四項の規定の適用を受ける場合には百分の十二に相当する金額）	のうち前項第一号に規定する政令で定める金額の百分の三十に相当する金額
第八項第 四号	百分の二十五（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）	のうち同項第二号に規定する政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額及び当該合計額のうち同項第一号及び第二号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額の合計額
算入される試験研究費の額	算入される特別試験研究費の額	算入される特別試験研究費の額
係る試験研究費の額	算入される特別試験研究費の額	算入される特別試験研究費の額

第八項第七号	百分の二十五（当該適用対象事業年度において第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）	百分の十
第九項及び第十項	試験研究費の額	特別試験研究費の額
第十一項第一号	百分の二十五（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）	百分の十
第十一項第二号	百分の二十五	百分の十
第十三項	（第十八項において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。）から	から

19| この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省 略

二 調整前法人税額 次に掲げる規定を適用しないで計算した場合の法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

イ この条、次条第二項、第四十二条の六第二項及び第三項、第四十二条の九第一項及び第二項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十一の二第二項、第四十二条の十一の三第二項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第二項及び第三項、第四十二条の十二の四第二項及び第三

8| 同 上

一 同 上
二 同 上

イ この条、次条第二項、第四十二条の六第二項及び第三項、第四十二条の九第一項及び第二項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十一の二第二項、第四十二条の十一の三第二項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第二項及び第三項、第四十二条の十二の四第二項及び第三

項、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の五の二第二項並びに第四十二条の十四第一項の規定

ロ・ニ 省 略

三 増減試験研究費割合 増減試験研究費の額（第一項又は第四項に規定する事業年度（以下この項において「適用年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいう。）の当該比較試験研究費の額に対する割合をいう。

四 省 略

五 比較試験研究費の額 適用年度（第八項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度）開始の日の三年前の日から適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該各事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額）の合計額を当該期間内に開始した各事業年度の数で除して計算した金額（同項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度開始の日が当該通算法人の設立の日である場合のうち政令で定める場合には、零）をいう。

六・七 省 略

八 適用除外事業者 当該事業年度開始の日前三年内に終了した各事業年度（以下この号において「基準年度」という。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに十二を乗じて計算した金額（設立後三年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき法人税法第八十条の規定の適用があつたこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと、基準年度において通算法人に該当することその他の政令で定める事由がある場合には、当該計算した金額につき当該事由の内容に応じ調整を加えた金額として政令で定めるところにより計算した金額）が十五億円を超える法人をいう。

九・十 省 略

項、第四十二条の十二の五並びに第四十二条の十二の五の二第二項の規定

ロ・ニ 同 上

三 増減試験研究費割合 増減試験研究費の額（第一項又は第四項に規定する事業年度（以下この項及び第十一項において「適用年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいう。）の当該比較試験研究費の額に対する割合をいう。

四 同 上

五 比較試験研究費の額 適用年度開始の日前三年内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該適用年度開始の日前三年内に開始した連結事業年度（以下この号において「三年以内連結事業年度」という。）にあつては当該三年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額とし、当該各事業年度の月数（三年以内連結事業年度にあつては、当該法人の当該三年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。）と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額とする。）の合計額を当該三年以内に開始した各事業年度の数（三年以内連結事業年度の数を含む。）で除して計算した金額をいう。

六・七 同 上

八 適用除外事業者 当該事業年度開始の日前三年内に終了した各事業年度（以下この号において「基準年度」という。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに十二を乗じて計算した金額（設立後三年を経過していないこと、既に基準年度の所得に対する法人税の額につき法人税法第八十条の規定の適用があつたこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたことその他の政令で定める事由がある場合には、当該計算した金額につき当該事由の内容に応じ調整を加えた金額として政令で定めるところにより計算した金額）が十五億円を超える法人をいう。

九・十 同 上

十一 平均売上金額 適用年度及び当該適用年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

21| 20|
省 省
略 略

22| 第一項、第四項、第七項又は第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款又は第三編第二章第二節（第四百四十三条を除く。）の規定（以下この項において「法人税法税額控除規定」という。）による法人税の額からの控除及び特別税額控除規定（第一項、第四項、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除については、まず特別税額控除規定による控除をした後において、同法第七十条の二又は第四百四十四条の二の三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

23| 第一項、第四項、第七項又は第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）及び第三編第二章（第二節を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 省 略
二 法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）を一事業年度とみなして同条第一項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び特別税額控除規定を適用するものとした場合に

十一 平均売上金額 適用年度及び当該適用年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

11| 10| 9|
同 同
上 上

12| 第一項、第四項又は第七項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款又は第三編第二章第二節（第四百四十三条を除く。）の規定（以下この項において「法人税法税額控除規定」という。）による法人税の額からの控除及び特別税額控除規定（第一項、第四項及び第七項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除については、まず特別税額控除規定による控除をした後において、同法第七十条の二又は第四百四十四条の二の三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

13| 第一項、第四項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）及び第三編第二章（第二節を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 同 上
二 法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一事業年度とみなして同条第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び特別税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

計算される法人税の額とする。

三〇五 省 略

24] 第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第六十七条及び第六十九条の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）」（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）」（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）と、同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」と、同法第六十九条第十八項中「第六十六条第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）」（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）とする。

25] 第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）の規定の適用については、同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同節の規定及び第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定を適用して計算した法人税の額とする。

26] 第十九項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における比較試験研究費の額の計算、第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方税法の規定の適用に関する事項その他第一項から第十八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

三〇五 同上

(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の六 省 略
2 5 4 省 略

10 9 8 7 6 5 |
省 省 省 省 省
略 略 略 略 略
第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の六 同 上
2 5 4 同 上

5 | 連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合(当該承認の取消しのあつた日(以下この項において「取消日」という。)が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。)において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十一第二項又は第三項の規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項及び第二項の規定、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項及び第四十二条の十二の四第五項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十一第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

10 9 8 7 6 |
同 同 同 同 同
上 上 上 上 上

11 | 第五項の規定の適用がある場合における法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の六第五項(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の六第五項」とする。

12 | 第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(第二節を除く。)の規定の適用については、同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同節の規定及び第

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特
別控除)

第四十二条の九 青色申告書を提出する法人が、平成十四年四月一日から

令和三年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表

の各号の第一欄に掲げる地区内において当該各号の第二欄に掲げる事業

の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合

において、当該新設若しくは増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価

償却資産(同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条

において「工業用機械等」という。)でその製作若しくは建設の後事業

の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を製作し、

若しくは建設して、これを当該地区内において当該法人の当該事業の用

に供したとき(同表の第三号の第一欄に掲げる地区内において同号の第

二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第

三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合

に限る。)は、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併に

よる解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く
。以下この項及び第五項において「供用年度」という。)の所得に対す
る調整前法人税額(第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法
人税額をいう。以下第三項までにおいて同じ。)からその事業の用に供
した当該工業用機械等の取得価額(一の生産等設備を構成するものの取
得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該工業用機
械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価
額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額)に当該各号の第
四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額(以下この項及び第三
項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合におい
て、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供
用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超

五項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

13 第六項から前項までに定めるもののほか、第五項の規定の適用がある

場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の
特例その他同法及び地方税法の規定の適用に関する事項その他第一
項から第五項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特
別控除)

第四十二条の九 青色申告書を提出する法人が、平成十四年四月一日から

令和三年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表

の各号の第一欄に掲げる地区内において当該各号の第二欄に掲げる事業

の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合

において、当該新設若しくは増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価

償却資産(同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条

において「工業用機械等」という。)でその製作若しくは建設の後事業

の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を製作し、

若しくは建設して、これを当該地区内において当該法人の当該事業の用

に供したとき(同表の第三号の第一欄に掲げる地区内において同号の第

二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第

三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合

に限る。)は、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併に

よる解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く
。以下この項及び第六項において「供用年度」という。)の所得に対す
る調整前法人税額(第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法
人税額をいう。以下第三項までにおいて同じ。)からその事業の用に供
した当該工業用機械等の取得価額(一の生産等設備を構成するものの取
得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該工業用機
械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価
額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額)に当該各号の第四
欄に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額(以下この項及び第三
項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合におい
て、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供
用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超

えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一〇五	省略	地 区	事 業	資 産	割 合
省略	省略	省略	省略	省略	省略

2 省 略

3 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における税額控除限度額のうち、第一項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

るときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一〇五	同上	地 区	事 業	資 産	割 合
同上	同上	同上	同上	同上	同上

2 同 上

3 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は四年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額（当該法人の四年以内連結事業年度における第六十八条の十三第一項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第一項の規定（連結税額控除限度額については、同条第一項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額（既に同条第二項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

4 連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の

二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十三第一項又は第二項の規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項及び第二項の規定、第四十二条の六第五項、第四十二条の十二の三第五項及

4| 省 略

5| 第二項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十
一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の
明細書の添付がある場合で、かつ、同項の規定の適用を受けようとする
事業年度の確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加さ
せる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又
は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる同項に規
定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算
に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

6| 第四十二条の四第二十二項及び第二十三項の規定は、第一項又は第二
項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条
第二十二項中「第一項、第四項、第七項及び第十三項（第十八項におい
て準用する場合を含む。）」とあるのは、「第四十二条の九第一項及び
第二項」と読み替えるものとする。

7| 前三項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関
し必要な事項は、政令で定める。

5| 同 上

4| 第四十二条の十二の四第五項の規定その他法人税に関する法令の規定
にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条
の十三第一項又は第二項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に
対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額
に相当する金額を加算した金額とする。

6| 第二項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十
一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の
明細書の添付がある場合（第三項に規定する連結税額控除限度額を有す
る法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十三
第一項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の
各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の
各事業年度）の同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（当該
供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号の確定申告書）
に第六十八条の十三第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書
の添付がある場合）で、かつ、第二項の規定の適用を受けようとする事
業年度の確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させ
る修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は
更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる同項に規定
する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に
関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

7| 第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第一項又は第二項の
規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十
二項中「第一項、第四項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の九第
一項及び第二項」と読み替えるものとする。

8| 第四項の規定の適用がある場合における法人税法第六十七条の規定の
適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「
租税特別措置法第四十二条の九第四項（沖繩の特定地域において工業用
機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「これら」とある
のは「同項」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「

(地方活力向上地域等において特定建物等を取得了した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の十一の三 省 略

2 青色申告書を提出する法人で指定期間内に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第五号イ又はロに掲げる地域(当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同法第十七条の二第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。)が拡充型計画である場合には、同法第十七条の二第一項第二号に規定する地方活力向上地域)内において、当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等とその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得了し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して、これを当該法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定建物等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額(第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。)からその事業の用に供した当該特定建物等の取得価額の百分の四(当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の七)に相当す

租税特別措置法第四十二条の九第四項」とする。

9| 第四十二条の六第十二項の規定は、第四項の規定の適用がある場合に
ついて準用する。この場合において、同条第十二項中「及び第五項」と
あるのは、「及び第四十二条の九第四項」と読み替えるものとする。

10| 第五項から前項までに定めるもののほか、第四項の規定の適用がある
場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の
特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他第一
項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(地方活力向上地域等において特定建物等を取得了した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の十一の三 同 上

2 青色申告書を提出する法人で指定期間内に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第五号イ又はロに掲げる地域(当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同法第十七条の二第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。)が拡充型計画である場合には、同法第十七条の二第一項第二号に規定する地方活力向上地域)内において、当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等とその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得了し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して、これを当該法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定建物等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額(第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。)からその事業の用に供した当該特定建物等の取得価額の百分の四(当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の七)に相当する

る金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 5 省 略

6 第四十二条の四第二十二項及び第二十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十二項中「第一項、第四項、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第四十二条の十一の三第二項」と読み替えるものとする。

7 省 略

（地方活力向上地域等において雇用の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の十二 青色申告書を提出する法人で地域再生法第十七条の二第四項に規定する認定事業者（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この条において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）について地域再生法第十七条の二第三項の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた法人に限る。次項において「認定事業者」という。）であるものが、適用年度において、第一号に掲げる要件を満たす場合には、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）から第二号に掲げる金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 次に掲げる全ての要件

イ 当該法人の当該適用年度の特定新規雇用人等数（地方事業所基準雇用人数のうち特定新規雇用人数に達するまでの数と当該地方事業

金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 5 同 上

6 第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第四項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十一の三第二項」と読み替えるものとする。

7 同 上

（地方活力向上地域等において雇用の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の十二 青色申告書を提出する法人で地域再生法第十七条の二第四項に規定する認定事業者（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この条において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）について地域再生法第十七条の二第三項の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた法人に限る。次項において「認定事業者」という。）であるものが、適用年度において、第一号に掲げる要件を満たす場合には、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）から第二号に掲げる金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 同 上

イ 当該法人の当該適用年度の特定新規雇用人等数（地方事業所基準雇用人数のうち特定新規雇用人数に達するまでの数と当該地方事業